

は、当該技術者は専任とすること。なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事（原則として2件程度）を管理することが出来る。配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。

ただし、その場合3名を限度とする（共同企業体の場合は、構成員それぞれ3名を限度とする。）。
 ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級建設機械施工技士
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業-農業土木」「林業-森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

② 平成18年4月1日以降（平成18年4月1日以降から競争参加資格確認申請書の提出日の前日までに、元請けとして完成し、引き渡しが済んでいる工事に限る。）、下記に掲げる同種工事イ、ロ又はハのいずれかの経験を有する者であることとし、いずれも既成市街地（※1）における工事とする。

- イ 整地工事（面積A=10,000㎡以上）を含む工事の施工実績
- ロ 道路工事（道路幅員6m以上）と下水管渠工事（Φ200以上）の複合工事の施工実績

ハ 建物除却工事（RC造もしくはSRC造4階建て以上）を含む工事の施工実績注）なお、上記に掲げる同種工事ロの道路工事と下水道工事は別工事でも可とする。

施工実績として認定する発注機関については、公的機関（※2）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。

民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

共同企業体の場合、代表者が上記の実績を満たし、他の構成員は元請又は当機構発注工事の一次下請として工事が完成し、引き渡しが済んでいるもののうち、以下に掲げる同種工事又はホいずれかの経験を有する者であること。

- ニ 既成市街地における整地工事（面積A=5,000㎡以上）を含む工事
- ホ 既成市街地における道路工事（道路幅員6m以上）と下水管渠工事（Φ200以上）の複合工事

（※1）「既成市街地」とは、施工地域が人口集中地域（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。
 （※2）「公的機関」とは、国、地方公共団体、公社及び独立行政法人等をいう。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 申請者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑤ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、傷病、出産、育児、介護、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①、②、③及び④の条件を満たす技術者を配置すること。
- ⑥ 本工事においては、又穂に配置予定技術者を配置し、緑苑東に本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る主任技術者を配置することができる。

⑬ 平成31年4月1日以降に当機構（住まいセンター・住宅管理センター（受託者を含む。））が中部地区で発注した工事種別「土木」（同期間に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下、本項において同じ。）において、平成31年4月1日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満足していること。

- イ 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ロ 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑭ 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

- イ 主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること（共同企業体の場合は、構成員のおおのが、1名以上追加配置できること。）。
 ロ 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⑮ 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

⑯ 共同企業体の参加について 共同企業体の構成は、上記(1)から(5)に掲げる条件を全て満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

① 構成員の数及び組み合わせ 当機構中部地区における令和3・4年度の一般競争参加資格について、土木工事の認定を受けており、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、上記2(4)による者の組み合わせとする。

② 構成員の技術的要件

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、本工事と同種工事の工事を施工した経験があること。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者については、上記(2)による。

③ 出資比率 各構成員とも、30%以上の出資比率であること。

④ 代表者要件 代表者は、当機構中部地区における令和3・4年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について、算定した点数（客観点数）が、1,200点以上の者とし、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつて、かつ、出資比率が最大であること。

⑤ 登録申請等 本工事の競争入札に参加を希望し、揭示文兼入札説明書8(1)の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は次のとおり事前に登録の申請をしなければならない。

共同企業体データの登録後、申請書及び資料を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有するものとして認定を受けなければならない。